

2

2
16 51

八廿四日

上海商船會社上海船之付還問題の案を件
首提し同是 法律上の 規定を如何し

此

一 船之側 船主

大坂商船會社上海船主の内航初め船主(二十船以上)は日本海と境
ノ付還は美要求に起因し付還低下し本より海上定期運送の二割
弱船主出入り量に半額ノ削減を乞ふ此の運送會社より會社ノ權
限を擴張し付還は美ノ要求の爲めに策動しつゝ元來運會
の脚用者にして有名無実ノ空状なり是れ大運に有耶無耶の疑
念に於て會社中より之を遺憾とし悔之 協同し 入會を以て 運出 權限あり
二 會社 運會

會社之運會之者に付還は美之在國策動しつゝ内閣に表し